

## プラットフォームサービスに関する研究会（第8回）

1 日時 令和元年5月24日（金）10:00～12:00

2 場所 総務省第1会議室（10階）

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、生貝構成員、大谷構成員、木村構成員、崎村構成員、寺田構成員、松村構成員、宮内構成員、山口構成員

（2）ゲストスピーカー

NPO法人 ファクトチェック・イニシアティブ 楊井事務局長

（3）総務省

谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、泉国際戦略審議官、竹村総合通信基盤局総務課長、山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、梅村消費者行政第一課長、山路データ通信課長、中溝消費者行政第二課長、赤阪サイバーセキュリティ統括官付参事官、大内事業政策課調査官、岡本消費者行政第二課企画官

（4）事務局

三菱総合研究所 西角主席研究員、安江チーフコンサルタント

4 議事

（1）諸外国におけるフェイクニュース及び偽情報への対応

（2）ファクトチェックをとりまく世界と日本の状況・課題

（3）意見交換

（4）その他

【宍戸座長】 本日は、皆様お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻でございますので、「プラットフォームサービスに関する研究会」第8回会合を開催させていただきます。

冒頭、カメラ撮りがございますので、少々お待ちください。

【岡本消費者行政第二課企画官】 カメラ撮りがしばらく。お待ちください。

(マスコミ退室)

【宍戸座長】 それでは、議事に入ります。

今回は、前回会合で取りまとめました中間報告書の第5章、「オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応」について集中的に議論させていただきたいと思います。

まず事務局から、「諸外国におけるフェイクニュース及び偽情報への対応」についてご説明をいただき、次に、NPO法人ファクトチェック・イニシアティブの楊井理事に本日はお越しいただいておりますので、ファクトチェックをとりまく世界と日本の状況についてご発表いただくと、こういう順番で進めたいと思います。

それでは、まず事務局からご説明をお願いいたします。

【三菱総合研究所】 三菱総合研究所、西角でございます。資料1、目次のほうをご覧くださいませでしょうか。

本日は、まず偽情報に関する事例、どのような問題が起きているかということをご紹介した上で、2章のEUにおける偽情報対策というところを重点的にご説明したいと考えております。最後に、フランスとドイツにおける法制化の状況と、あと、ファクトチェック団体の活動状況について、簡単にご紹介して終わりたいと。40分ほどお時間をいただいておりますので、ちょっと長くなりますが、おつき合ってください。

では、まず偽情報の事例ということで、3ページ目をご覧ください。このフェイクニュースというものについて、現状で、この言葉の定義がまだ一般的に難しいという状況でございます。EUの政策文書等を見ますと、このフェイクニュースという言葉の代わりに、disinformation、ここでは偽情報と訳していますが、この言葉が主に用いられているという形になっております。このdisinformationについては、この表の中段にハイレベル専門家グループの定義をご紹介していますが、「あらゆる形態における虚偽の、不正確な、又は誤解を招くような情報で、公共に危害を与えることを意図し又は利益を得るために、設計・表示・宣伝されたもの」ということで、中身、それから目的、意図というところまで言及したような定

義が行われているということでございます。

この偽情報につきましては、4ページ目に分類学ということで取組を紹介していますが、いろいろな団体が分類を試みています。その分類の仕方は、目的に応じて分類をしようとするものとか、あるいは誤りの程度とか、情報源がどうなっているかということで分類するものとか、幾つかの分類の方法が行われておりますが、まだコンセンサスのようなものはないという状況でございます。

次に、諸外国における偽情報、フェイクニュースの具体的な事例を幾つかご紹介したいと思います。

まず、5ページ目が英国の例でございます。これは有名な例でございますけれども、2016年のBrexitの国民投票において、離脱を支持する組織からフェイクニュースが発信されて、これが最終的な国民投票に影響を与えたということが問題視されているというものでございます。

この問題を受けまして、このページの下の方にございますように、下院のDCMS特別委員会で調査が開始されたりとか、あるいはICOにおいて政治目的データ分析利用の調査が行われると。こういった形でさまざまな調査が始まったということがございますが、英国においては、その後、明確な法制度化等には至っていないというのが現状でございます。

それから、2点目に、6ページ目、米国の例。これも非常に有名な例でございますが、2016年、大統領選のときに、ヒラリー・クリントン氏の評価をおとしめるためにトランプ陣営、もしくは外国等からさまざまなフェイクニュースが発信され、これも選挙の結果に影響があったんじゃないかということが言われている事例でございます。

有名なところで、ローマ法王がトランプ支持を表明したといったような偽ニュースがフェイスブック上で非常に多数シェアされて、これが実際の正しいニュースよりも多くシェアされた。こういった事象が起きたということでもございました。

それから、7ページでは、フランスとドイツの例をご紹介します。フランスでは、2017年の大統領選挙におきまして、現大統領のマクロン氏に対して、いわゆるネガティブな情報、偽情報が拡散されたということがございましたし、また、ドイツでは、移民によるテロ事件が2016年に多発したんですけれども、これにメルケル首相が関係しているといったようなフェイクニュースが流れたと、こういったことがございました。これはいずれもやっぱり選挙絡みということでして、この2つの事例については、この後、後

半でご紹介しますが、それぞれフランス、ドイツにおける法制化に対して影響を与え、つながっていくということになった事例でございます。

日本、我が国についてどうかということでございますけれども、8ページ目と9ページ目に、フェイクニュース絡みの例ということで何点かご紹介しています。今もご紹介した海外の例のように、大統領選とかいわゆる国民投票のような大きな影響を及ぼした例はないんですけれども、例えば災害時に東日本大震災とか熊本地震のときに外国人の犯罪があったとか、あるいはライオンが檻から出たとか、いわゆるこういったデマ、流言飛語といったタイプの情報が拡散されたということが問題になりました。

それから、選挙ということで申しますと、最近、2018年の沖縄知事選で、玉城デニー氏について、やはり真偽・出所不明の批判情報、それから、動画といったものが拡散されてしまったということが起きております。この件については、ファクトチェック団体によるファクトチェックも実施されておまして、結果としてやはりフェイクニュースであったという評価が行われたということでございました。

それから、最後、9ページ目、これは特殊な例ですけれども、2016年に、これも世の中を騒がせましたキュレーションサイトの事件というのがありまして、これは営利目的で運営されているキュレーションサイトにおいて、いわゆる医学的専門家による監修がなされていない記事が出たとか、また、さらに言えば、著作権法、薬機法、医療法等々、こういった法律に違反するような記事が実は掲載されてしまっていたということが問題になった。これも記憶に新しいのではないかと思います。

この件の結果と影響ということで、ページの下の段でございまして、当然このサイトの記事が非公開になったということもありますけれども、それに加えてグーグルがこの検索アルゴリズムにおいて、こういったフェイクニュース的なものが上位に表示されてしまうということの問題視して、検索のアルゴリズムを変更したということがありました。

さらには、国の取組という意味では、総務省の支援のもとで、我が国のインターネットメディア事業の健全性の向上、それから、利用者からの信頼性を高める。こういったことを目的として、「インターネットメディア連絡会」というものが開催されておまして、こちらでフェイクニュース対策についての情報共有、それから、意見交換といったものも行われます。こういった取組につながってきているということでございます。このように、日本を含め、諸外国においてもこのフェイクニュース、偽情報というものがさまざまな社会的な影響を及ぼすという事例が増えているということで、対策について、EUを中心に

ご紹介をしていきたいと思います。

11ページをご覧ください。この11ページにEUのこれまでの取組の全体像をまとめてございますけれども、もとをただと、2015年にロシアによる偽情報キャンペーンというものがあまして、こういったものがやはり選挙、国民投票に対して悪影響を及ぼすものではないかというふうな懸念が高まりまして、その結果として、欧州において、この偽情報への対策というものに取り組むということが行われてきてまいりました。

今年5月、今月ですね。欧州議会の選挙もあるということで、そこも念頭に置きながら、2015年以降、累次の検討が行われ、明確で包括的かつ広範な行動計画というものの策定を行ってきたというのがEUの取組でございます。

この年表にある主要な取組について、この後、一つずつご紹介をしていこうと思います。

まず12ページに書いているのは、最初にパブコメをやったということなんですね。これは2017年の秋ごろから、市民、ジャーナリスト等に対してパブコメをとりまして、この結果については、12ページと13ページにまとめておりますけれども、本日は説明は割愛させていただこうと思います。

次に、このパブコメと時期的には並行しているんですけども、14ページのところでですね。ハイレベル専門家グループというものを欧州委員会のほうで立ち上げまして、こちらにメディア事業者、ジャーナリスト、それから、オンラインプラットフォーム、有識者等々が参加して議論を行ったと。ここである意味、議論の土台が形成されたということがございました。

こちらでは、まず偽情報の定義というものが行われていまして、これは会議の冒頭でお話ししたような定義なんですけれども、注意すべき点としては、14ページの一番下のポツのところに書いてあるんですけど、以下のものは偽情報に含まれないということで、違法情報ですね。要は、既存の法律で既に規制されている情報というのは、この偽情報の対象外であると。あるいは風刺とかパロディとか、党派性を明確にしたような言論、こういったものは偽情報の対象外であると、こういうふうな整理が行われたということでございます。

次に、15ページでございますけれども、このハイレベル専門家グループの会合で、2018年3月に報告書を取りまとめております。こちらの内容について簡単にご紹介したいと思うんですけども、まず基本原則のところでは、表現の自由を保護するということがかかなり強く打ち出される。ここにかなり報告書の記述の中でも大部を割いているという

形になっておりまして、表現の自由の、基本原則の真ん中に書いてあるところを読み上げますけれども、「憲章の下では、表現の自由に関するいかなる制限も、法に基づく、釣り合った、EUにより認識された一般的な関心のため又は他者の自由を保護するために必要なものでなければならない」と、このような形で表現の自由を保護していくということを原則として打ち出している。したがって、その次に報告書のポイントということで、ページの下段に書いてありますけれども、対策においても基本的には欧州委員会に対して、単純過ぎる解決策はとらないように忠告と。具体的には、「公的又は私的な検閲はいかなる形態のものであっても排除されるべき」と、こういうことを原則として設けていると。

直接的な介入については、極めて慎重なスタンスを示した上で、この勧告の中では、5つの柱ということで対策を示しております。15ページの一番下にちょっとした表がございますけれども、短期、長期の対策ということで分けておりまして、短期の対策としては、割と即効性のある打ち手ということで、オンラインニュースの透明性の強化。これはプラットフォームにおけるアルゴリズムの説明責任のようなものも含んだものでございます。

それから、ユーザー及びジャーナリストをエンパワーするツールの開発。この2点が短期対策。それから、長期の対策という意味では、こういった偽情報の影響を受けにくいような社会環境を醸成するという観点で、情報メディアリテラシーの向上とか、あるいはニュースメディア・エコシステムの多様性を保護すると、こういった対策が出ていると。さらに、こういった短期、長期の対策を支えるためには、テクノロジーの支援も必要だということで、研究開発の促進ということがうたわれていると。こういった5本の柱が報告の骨子として提示されたというものでございます。

ちょっと飛んでいただいて、17ページ、18ページになりますけれども、17ページのほうでは、今申し上げたような観点から、それぞれのステークホルダーが過去にどんな取組をしてきたかということ整理しております。表は、縦軸にプレーヤー、オンラインプラットフォーム、それから、報道メディア、あと、その他。その他というのは、主にファクトチェック団体とか市民団体なんですけれども、そういったプレーヤー。横軸に、透明性とか信頼性とかリテラシーといったような項目を出してございまして、それぞれ何をしているかということ整理しております。これは中身が細かいのであれですけれども、代表的な対策の例としては、問題のあるアカウントを削除するとか、当然ファクトチェックをしっかりとやりますとか、あるいは、リテラシーの教育をしっかりと推進していきますとか、こういった複数の異なるステークホルダーの連携を進めるとか、こういったようなことが

これまで行われた対策ということで整理されているというものでございます。

さらに、それを踏まえて、18ページのほうでは、対策の整理ということが行われていまして、こちらも5つの柱のもとで、個別の対策を整理ということになっていますが、一部だけご紹介すると、例えばaの透明性という項目については、具体的には資金源の透明性とか、取材・報道プロセスの透明性とか、ファクトチェックの透明性。こういったものを確保していきましょうということになっていきますし、最後、eのプロセスと評価という項目がありまして、こちらでは偽情報対抗のための行動規範をつくるべきだとか、マルチステークホルダーによる関与のプロセスをセットアップしましょうとか、そういったようなことが定められているということでございます。

これが専門家グループのいわゆる勧告になっておりまして、これを受けまして、次、19ページなんですけれども、欧州委員会のほうで、この勧告を受けた上で、コミュニケーションという形で、方針を定める政策文書というものを作成・公表しております。こちらのコミュニケーションの内容なんですけれども、基本的なところは、この19ページの中段にある解決アプローチというところで表がございましたように、4点ですね。4つの主要なアプローチというものを定義しております。

①としては透明性の向上、②として情報の多様性の推進、③信頼性向上、④が包括的な解決策の形成ということでございます。これらは先ほどのハイレベル会合の勧告を組み直したような形になっているということが見て取れるかと思えます。

この4つのアプローチをさらに具体化するということで、ページの一番下にある行動規範の作成というものを求めております。こちらはプラットフォームとか広告事業者、広告主等を含むステークホルダーが集まって、この偽情報に対応するための行動規範。主にプラットフォーム事業者に対する行動規範なんですけれども、これを策定しなさいということとを求めるということで、行動について具体化しているというのがこのコミュニケーションの特徴でございます。

20ページ目以降は、さらにこのコミュニケーションの内容について、項目ごとに細かく説明しているものでございますが、まず20ページでは全体像を整理しております。5つの主要項目がございまして、この中でも1番の透明性の確保というところに非常に重点が置かれておりますし、また、2番というところを見ると、安全かつ強靱な選挙プロセスということで、こういった選挙に特化したような対策といったものも盛り込まれているという形になっております。それぞれの項目の詳細は、次のページ以降書いていますので、

そちらで説明していきたいと思います。

21ページですね。今申し上げた5つの項目がこちら、1のより高い透明性、信頼性、説明能力を持つオンライン・エコシステムというのが1番の項目として載せていますけれども、これが一番重要なポイントなんですけれども、この対策の背景にあるのは、21ページの上半分にあるところなんですけれども、そもそもこの偽情報の生成・増幅・拡散というものは、プラットフォーム・エコシステムにおける透明性・追跡性の欠如、それから、アルゴリズムとかオンライン広告モデルの影響。こういったものがそもそもの原因であるという認識に立った上で、右側の「以下を推進することが重要」と書いてございますけれども、プラットフォームに対して適切な行動をとるように、行動の変化を求めるということ。それから、この情報のエコシステム全体の説明性、アカウントビリティみたいなものを向上していく必要があるという。それから、ファクトチェックについて、ファクトチェックの能力、それから、集合知みたいなものを強化していく。あるいは、こういった情報が生まれて拡散していく仕組みを解明するという意味での新技術の活用をしていく。こういったことが極めて重要であろうということをこの項目では述べているということで、ご覧いただいたとおり、基本的にはこのオンラインプラットフォームに対してしっかりとした対策を求めるような内容になっているということでございます。

これをさらにブレイクダウンしたものが1.1以降ございまして、例えば1.1では、偽情報からのユーザーの保護という項目が立っていて、こちらはいろいろ書いてありますが、基本的には自主規制を前提としながら、このマルチステークホルダーの場を設けた上で、行動規範を作成・公表して、効果を測定していくことが必要ですねというようなことが対応策としてうたわれております。

また、この後もちょっと流しますが、22ページでは、1.2という項目で、ファクトチェックを強化しなさいということでは、22ページの右半分、欧州委員会としての対応策というところをご覧いただくと、第1ステップとしては、ファクトチェッカーのネットワークをつくる。それから、第2ステップとして、この偽情報に関する安全なオンラインプラットフォームを立ち上げる。こういったことを欧州委員会として支援していくんだよということがうたわれているということでございます。

また、次の23ページでは、オンラインの説明責任の強化ということで、ここでは電子認証にフォーカスを当てて、eIDASの仕組みを用いた認証システムの普及推進等を後押しするといった対策が出ています。

それから、ちょっと飛ばしますが、例えば26ページ目では、教育とメディアリテラシーの育成というのが大項目として立っておりまして、こちらで何を言っているかという、学校教育、それから、学校外教育それぞれにおいて、ファクトチェッカーとか市民団体と協力しながら、こういったメディアリテラシーの教育とか普及啓発活動というものを推進していくと。それを欧州委員会が後押しするんですよということが書かれています。

それから、27ページで言えば、質の高いジャーナリズムへの支援ということで、こちら背景のほうに書いてありますけれども、質の高いジャーナリズムに対して投資を行うことによって、メディアとオンラインプラットフォームの関係の均衡を保っていくとかです。あるいは対策のほうの下に書いてありますように、メディアの自由及び多元性、質の高いニュースメディア及びジャーナリズムを促進する取組。例えばジャーナリストの訓練をするとかそういうことを含むわけですけれども、こういった取組を欧州委員会として支援していこうということがうたわれているということでございます。このような形でコミュニケーションの中で、多方面にわたって包括的な支援を欧州委員会として行っていくというルールが提示されたということでございます。このコミュニケーションの中でも、それをさらに具体化するためのツールとして、行動規範というものが重視されているというお話をしたんですが、この行動規範について、29ページ目以降にご紹介しています。

このコミュニケーションの勧告を踏まえて、偽情報に関する行動規範というものが6分類、21項目で作成されております。この作成されたものに対して、昨年9月から10月にかけて、最初の署名者として、フェイスブック、グーグル、ツイッター、モジラ、それから、広告関係8団体、こういった人たちが署名しています。これはこの行動規範自体がオンラインプラットフォームとか広告関係者向けの行動規範という意味合いが強いものでございますので、こういった人たちがサインしているという形になっております。

この行動規範の中身ですが、29ページにも挙げているんですが、30ページでご説明したほうがわかりやすいかなと思いますので、30ページをご覧くださいますと、大分類としては5つ挙げております。広告配置の監視、政治的広告及び論点広告、それから、サービスの完全性、消費者のエンパワー、それから、研究コミュニティのエンパワー、この5項目が行動規範になっております。

例えば1つ目の広告配置の監視というところを見ますと、細分の項目を見ますと、例えばブランド保護・認証ツールの使用を奨励しますとか、あるいは広告主が自社広告の出稿先を確認し選択できるようにしますとかこういったことが挙げられていまして、こういう

ことを例えばフェイスブックとかグーグルがサインしたということで、こういう取組を進めていきますと宣言したという形になっていると。

あるいは、2点目の政治的広告及び論点広告という項目を見ると、広告と編集コンテンツ、いわゆる記事をちゃんと明確にユーザーが区別できるようにしましょうとか、あるいは、政治広告とか論点広告と言われるものについてはきちんとした背景情報の開示を行いましょう。例えば誰がお金を出しているかということも含めて、情報開示をしっかりとしましょうというようなことがうたわれていますし、また、4点目、消費者のエンパワーというところを見ると、8番ですね。例えば適切な情報の優先順位を高める順位づけ技術への投資。これはランキングをしっかりと適正にするということですよ。あるいは11番のところ、特定の広告が表示されている理由を消費者が理解できるようなツールの導入を促進する。こういったもの、既に皆さんもエンドユーザーとして目にされているケースもあると思いますけれども、こういったものに各事業者がコミットしているところでございます。

次の31ページ目と32ページ目は、今、ご紹介した行動規範に関連して、31ページ目には、ベストプラクティスということで、これまでこんなことやってきましたよということを、各社の取組を紹介しています。それから、32ページのほうは、マイルストーンということで、こういうマイルストーンで今後取組を進めていきますよということをこちら事業者ごとに整理しております。ちょっと中身は細かくなりますので、今日の説明では割愛させていただきます。

次に、すみません。欧州の説明が長くなって恐縮でございますが、あともう少しでございます。33ページ目ですね。先ほどご紹介した欧州委員会のコミュニケーションを踏まえて、打ち出された対策に対して実際に何をしましたかということを経済報告書として出しています。これは最新のものが昨年末、12月に出ています。具体的に何をやったか、どういう財源を得て、どういう人たちがどういう取組をしたかということが紹介されていまして、これが33ページ目、34ページ目に紹介されていますが、例えば先ほどの項目、5項目の中で、1.2というところで、例えばファクトチェックをしっかりとやりますというものがありました。これに関しては、例えばこの34ページ目の表の一番上にありますけど、SOMAという取組があって、ファクトチェッカーのコミュニティを形成しましたとか、あるいは1.3のオンラインの説明責任強化という観点では、このC o - i n f o r mという仕組みができて、これはブラウザの上でフェイクニュースがユーザーが簡単に

判別できるようなプラグインを開発しましたというような話ですね。あるいは34ページ目では、項目1.4の新技术の活用という観点で、この偽情報に関連するさまざまな研究事例というものが紹介されているということでございます。こういう形でコミュニケーションでうたわれた取組について、実際にこんなことをやっていますよということがしっかりとチェックされて、報告されるという仕組みができていますということでございます。

それから、ちょっと飛びまして、36ページ目に参りますけれども、先ほど行動規範、各社が署名したというお話をしました。これはもちろん署名するだけではだめなので、実際どうなっていますかということをチェックする仕組みもございまして、こちらもやはりレポートという形で、現在、議会選挙を控えているということもあって、毎月報告をさせるということになっています。特にこの選挙関連について重点的にご報告するというところで、報告が行われています。

これは2019年末には、最終的なというか、包括的なチェックを、評価を行うことになっていまして、この各社の取組がコミットメントに対して不十分だと認められれば、場合によっては法規制が入るということも含めて、一応脅しがかけているような状況で報告が行われているということでございます。

36ページ、37ページ目に各社、ここではグーグルとフェイスブックとツイッターについて取組をご紹介します。これも細かいところをご紹介しますが、基本的に各社いろいろやっています、広告配信に関するさまざまな精査をしたり、あるいは不正アカウント対策をしっかりとやっていますとか、特に今回、選挙絡みで言うと、政治広告についてフィージビリティを高めるような動きだとか、こういったことをいろいろやっています。

一方で、ファクトチェック団体とか研究者と連携していろいろやっていくというところは、取組は出ていますけれども、まだ道半ばかなという評価になっているというのが全体像かなと思います。

最後、以上を踏まえまして、EUの最後なんですけれども、取組の全体像というのを38ページ目に書いてございます。これは複雑な図なんですけれども、要は、EUとしてかなり包括的な枠組みということで取り組んでいますので、多様なステークホルダーがまず包含されているんだなということをご理解いただきたいということと、この図の見方なりますけれども、真ん中の段、中段に偽情報の流れが書いていまして、ニュースメディアが情報源となって、オンラインプラットフォームが配信を拡散し、それをエンドユーザーが

受け取るとともに、さらに再拡散すると、こういう情報の流れがありました。

それに対して、上段に広告主と書いていますけれども、この広告主が資金源ということでのビジネスモデルに関与しておりまして、そこにこの偽情報の首謀者というような人たちが紛れ込む余地があると。ここがニュースや広告に対して資金を出したり、拡散指示を出したりするということが行われるわけです。

これに対して、下のほうに書いてありますファクトチェッカー、研究者、市民団体と、こういった人たちがこの偽情報を監視したり、分析してフィードバックしたり、あるいは教育をしたり、啓発をしたりという役割を負っておりまして、欧州委員会としては、このような人たちを直接には支援するという枠組みになっているということでもあります。ですから、こういった取組を資金的にも助成しているということが対策の柱になっていると。

もう一つの柱が、先ほど来ご紹介している行動規範の話で、欧州委員会が行動規範をつくり、これが図中では、星印がいろんなところにありますけど、この星印が行動規範を示しておりまして、この星印の行動規範がオンラインプラットフォームあるいは広告主等の行動に対して改善を促すと、報道の是正を促すという役割を負っておりまして、こういった活動を通じて、全体のエコシステムの改善を図っていこうというのが今までご紹介してきた欧州の取組の全体像であるということでございました。

欧州の話が大変長くなりまして、残り10分ぐらいでございますが、駆け足でその他の話を差し上げていこうと思います。

まずフランスにおける法制化の話でございます。40ページ目ですね。フランスにおいては、いわゆる先ほど冒頭にご紹介したマクロン大統領の偽情報問題に端を発して、この「情報操作との戦いに関する法律」、いわゆるフェイクニュース対策法というものが成立しております。この中身なんですけれども、フェイクニュースの定義としては、中段ぐらいにございますように、これは、予定される投票の誠実性を損なうような、不正確もしくは誤解を招く主張または非難が、オンライン公衆通信サービスを通じて、意図的、人為的、自動的、大量に伝搬された場合。つまり、これは選挙に特化して、また、オンラインに特化するような定義になっているということでございます。

法律の中身でございますけれども、法律の概要というところがございますとおり、選挙期間中にこういった情報が拡散された場合には、裁判官がプラットフォーム事業者に対して送信防止措置を命じることができるという規定になっております。この裁判官は、申し立てから48時間以内に判断を行いなさいと、こういう法律になっているということでご

ざいます。

一方、プラットフォーム事業者の側には、アルゴリズムの透明性を確保しなさいとか、あるいは資金源等に関する情報公開等々、さまざまな協力義務という形で負っているというところでございます。

これに対しては、この法律に対しては、当然、反対意見、批判もいろいろございまして、一つにはやはり民主主義を危険にさらし、報道の検閲につながるのではないかという意見がございまして、また、実務的に考えたときに、先ほどの裁判官が48時間以内に判断するというのは不可能ではないかと、こういった批判があるというところでございます。

一方で、これが憲法違憲ではないかという点については、憲法評議会にかけられておりまして、これについては、条件を厳しくするということですね。適用範囲を限定的にすることによって、条件つきで合憲であるというふうな判断が出たというところでございます。

以降、41ページ目から47ページ目ぐらいまで、この法律の内容ですね。それから、今申し上げた憲法評議会がどういう判断をしたかということについて細かく書いておりますが、本日の説明では、一旦割愛させていただきたく存じます。

次に、ドイツの話になりますが、49ページ目ですね。ネットワーク執行法の話でございまして。ドイツの場合には、難民に対するヘイトスピーチということへの対策でこの話がスタートしておりまして、ですので、フランスでご紹介したフェイクニュース対策法とは、若干立法の経緯が異なるということがございます。ただし、この法律も刑法に触れるような偽情報については、この偽情報として対策するという側面がございまして、この法律自体が偽情報対策の側面もあると理解されているものでございます。

ドイツでも同じようにやはり議論の過程の批判としては、表現の自由に対する萎縮効果が大きいのではないかという批判がありました。これは後ほどご紹介する罰金の問題等々も絡んでくるものでございます。

法律の内容は50ページに取りまとめてございますけれども、対象となる事業者は、インターネット上のプラットフォームサービス事業者でございまして、そこに課される義務としては、半年ごとの報告書の作成、それから、公表義務があるということ。それから、ここが重要なんですけれども、違法であると申告があったコンテンツに対しては、対応する義務がありまして、直ちに違法性を審査した上で、削除またはアクセスブロックをします。この「直ちに」というのが明らかに違法な場合には24時間以内、それ以外の場合でも1週間以内には対応しなければいけないということになっているわけでございます。こ

れがプラットフォームの対応義務になっているということで、なかなか判断が難しいだろうということで、認定自主規制機関というものを設立して、そこに判断を仰ぐというスキームが法令上は規定されているということでございます。

過料については、最大、法人の場合には5,000万ユーロということで、かなり重いものになっているということでございます。

次に、51ページに、今の申告を受けてオンラインプラットフォームが削除等を行うまでのフローを簡単に説明しておりますけれども、ここでポイントになるのは、下の図の右上にある認定自主規制機関が判断するというところですね。こちらは、各事業者の判断に委ねると、やはり過剰に削除が行われる可能性もあるのではということで、こういった機関を設置するという事になっているんですが、現実には、これは法律が執行されてから2年以上たっておりますが、今の段階でまだこの機関の設置が行われていないということで、各社がそれぞれで判断しているというのが実態になっています。

52ページに、この法律に対する懸念、批判について取りまとめておりますけれども、この懸念については、1つ目、1点目としては、とにかく基準が曖昧であるために判断が難しいという問題ですね。これは違法かどうかという基準が、24時間とか1週間で違法かどうかを確定するのは非常に難しい。裁判所でも難しいのに、それをプラットフォームがやるということで、非常に難しいということと、だからといって、何もせずに放置してしまうと、この罰金が科されるという意味で非常にリスクが高い。高額罰金の可能性もあるということで、そうなると、事業者としては、じゃあ、罰金を科されたくないから安全サイドで行こうとなると、とにかく申告があったら削除してしまうことになるリスクがあるということが懸念されているということでございます。当然その背景には、もうそもそもこういったことをプラットフォームにやらせるのはおかしいんじゃないかと。本来は、司法がやるべきだろうという批判もあるということでございます。

以降、53・54・55ページでは、この法律の詳細ですね。対象となる犯罪とか、罰金の詳細とか、あるいは削除の実態についてご紹介していますが、本日は割愛させていただきます。

最後、発表時間、残り3分ほどでございますが、最後にちょっとファクトチェック団体の取組についてご紹介いたします。

全体像、57ページ、58ページにございますが、現在、世界のファクトチェック団体というのは非営利団体、特に欧米では非営利団体が主体となっている場合がほとんどでし

て、全世界で160団体、うち欧米に110団体ぐらいがあると言われております。活動の内容は、58ページ目にありますとおり、当然ファクトチェックというのが彼らの活動の本丸であります。それ以外にもツールの開発を行ったり、プラットフォームとの協力をしたり、あるいは普及啓発の活動を行ったりと、こういった多様な活動を行っているということでございます。

最後に、幾つか具体的な機関の取組を紹介しますと、59ページ目では、米国のP o y n t e r I F C Nという団体。こちらはファクトチェック団体の親玉みたいな団体でございます。フロリダにあるんですけれども、世界中のファクトチェック団体の教育等を行っているという団体でございます。

それから、60ページ目には、英国のF u l l F a c tという団体をご紹介しますけれども、こちらの団体もファクトチェック機関であるだけでなく、ツール開発にも力を入れておまして、下段にあるプラットフォームとの連携というところになりますけれども、グーグルからの資金を得て、この「L I V E a n d T R E N D S」というリアルタイムのファクトチェック情報への誘導の仕組みをつくったり、あるいはこの「F A C T S」という名前の機械学習と統計手法を用いて、自動的に正確性を判断するようなツールをつくったりと、こういったようなテクノロジーを活用することにも積極的に取り組んでいる団体でございます。

それから、61ページ目のp o l i t i F a c tという団体、こちらも米国の団体ですけれども、こちらは真ん中に表が載っていますけれども、「t r u t h - O - M e t e r」と呼ばれるような、この6段階スコアですね。各ニュースの信憑性を表示すると、こういった取組をしている団体でございます。

それから、62ページのフランスのC r o s s C h e c kという団体は、こちらは大統領選というシングルテーマに絞って、時限的に設立されたファクトチェック団体として、選挙期間中、毎日、ニュースのファクトチェックを行って、検証結果を発表したというふうな活動を行っておりました。

最後に、ノルウェーのF a k t i s kという団体。こちらは、紹介しているのは、既存の大手の報道機関、新聞社とかテレビ局が連携して設立したファクトチェック団体であるということで、特徴のある取組であるということでご紹介をしたものです。

以上、すみません。40分、かなり駆け足になりましたが、欧州における偽情報対策を中心として、諸外国の動向ということでご紹介いたしました。

【宍戸座長】 詳細な説明、ありがとうございます。後ほど楊井先生からのご報告を含めて、全体的な意見交換をさせていただきたいと思いますが、今の資料1のご説明について、事実関係についてのご質問があれば、この場でお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

よろしければ、後ほどでは、事実関係も総括的な議論の中でいただければと思います。

次に、議事の(2)でございしますが、資料2「ファクトチェックをとりまく世界と日本の状況・課題」ということで、楊井理事からご発表をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします

【楊井事務局長】 どうも。F I Jの事務局長の楊井と申します。どうぞよろしくお願いたします。今日はこのような場にお招きいただきまして、ありがとうございます。ちょっと座らせていただきます。

今、事務局のほうからかなり詳細にご説明をいただきましたので、私はなるべくかぶらないように説明をしたいと思いますが、どうしてもやっぱりかぶってくるところも多々あるかもしれません。その点をご容赦ください。

簡単に私の自己紹介をさせていただきますと、私は新聞記者を少しだけやった後に弁護士になりまして、七年ぐらい前なんですけど、そして、その後、日本報道検証機構という団体を立ち上げて、いわゆる主に報道に関するファクトチェック活動を六、七年ばかりやってきたものです。そして、その過程において、ファクトチェックという世界の取組というものがあるということに気づきまして、それに対して日本では、私が細々とやってきた活動以外には、ほぼ何もなされていない状況であるということ。その状況を少しでも変えていこうと思ひまして、2年前に、FactCheck Initiative Japan、F I Jという団体を立ち上げた次第であります。

昨年には、私ともう一人のF I Jの立岩という理事と共著で、日本で初めてファクトチェックというものの取組について紹介する本も出版させていただいております。

今日は、ファクトチェックの実践をしてきた立場として、また、国際的な会議にもいろいろ参加して感じたことをお話できればと思っています。また、事務局からは、日本における対策とか課題、どうしたらいいのかということについてもぜひ話してほしいということでしたので、これはなかなか難しい問題なんですけど、できる限り私の考えをお話できればと思っています。

では、まず資料の1つ目、4ページ目ぐらいからあけていただければと思いますが、ま

ずファクトチェック。これはフェイクニュースという言葉に比べるとまだまだ浸透していないと思うんですが、厳密に、今、国際的に使われているファクトチェックという概念は、基本的にまず事実言明というものを対象に検証するというのがファクトチェックの営みの重要なポイントです。これはどういうことかという、意見をチェックするわけではないということですね。

例えば、よく、いわゆるヘイトスピーチという問題が日本でも問題になっておりますし、もちろん欧米でも問題になっているわけですが、ヘイトスピーチというのは非常に、要するに、人種差別的な言動というものを指すんだと思いますが、これはその表現自体が問題があるということで議論になっていると思いますが、ファクトチェックはあくまで内容、発言の内容が事実に基づいているかどうかというところを検証する活動であるということになります。

それから、よく日本では、これは事実確認というふうに訳されることがあるんですが、あくまで、欧米で今行われている世界的なファクトチェックというのは、単なる事実確認ではなくて、その検証の内容をきちんと社会的に共有する、発表する、そこまで行くんですね。日本のメディアで行われている事実確認というのは必ずしもそこまで検証結果を発表するというところまでは至っていないというところが大きな違いかと思います。

ファクトチェックの対象ですけれども、これは何になるのかという、あらゆる社会に影響を与える言明を対象にすることになります。ネット上の情報とは当然限りません。場合によっては紙媒体のものも、当然、伝統的な紙媒体も今まではファクトチェックの対象になりましたけど、今はオンラインにほぼ掲載される情報のほうが圧倒的に増えているということもあって、主にネット上の情報にはなっております。

その発信する立場もいろんな方々がいるわけですが、伝統的にはファクトチェックというのは公的な言説ですね。公的な言説あるいは非常に影響力のあるマスメディアで流通するような言説というのが、従来は、実は主たる対象だったわけです。ただ、それが近年、守備範囲が広がって、いわゆる有象無象と言ったら失礼かもしれませんが、匿名の、一般の方々も含めたSNS上の情報がファクトチェックの対象にも広がってきているということです。これは先ほど事務局でも紹介があった、例えばpolitifactという団体もまさに本来は政治家の発言をファクトチェックする団体だったのが、ここ一、二年は、フェイスブックの投稿もファクトチェックするようになってきているというところにあらわれています。

ファクトチェックという概念について、少しだけ説明しておきたいんですが、似たような概念にベリフィケーションというのがあります。こちらは、これはIFCN、先ほどもご紹介のあったファクトチェックの国際団体なんですが、その前のリーダーだったAlexiosさんという方が整理している概念ですが、ファクトチェックというのは今申し上げたように、パブリックフィギュア、つまり、公的な主な言説をチェックするのが本来の役割でした。そして、ベリフィケーションというのは、SNS上で一般のユーザーが投稿している、User Generated Contents、UGCですね。写真ですとか、いろんな投稿、テキストもそうなんですけど、主に写真とか動画とかの信憑性ですね。これをチェックする。これをチェックしないと、ニュースメディアがSNS上の情報をうのみにして、間違っ、それをニュースにしちゃうと、それ自体が誤報になってしまう投稿で、いわばメディアがきちんとネット上の裏をチェックするという作業も込めて、ベリフィケーションという概念ができています。これは重なり合う部分もちろんありますが、欧米では、ファクトチェックとベリフィケーションという、この大きく2つに整理されているということもご理解いただければと思います。

今日は主にファクトチェックのほうを基本的にお話しさせていただくんですが、下の、例えば事例を紹介しております。これは皆さん、どこかで聞いたことがある、いわゆるフェイクニュースの典型例とされているものをわかりやすく見せました。当初、このローマ教皇がトランプ候補を支持したという、この2016年ごろに拡散したニュースもどきの体裁を装った記事ですね。これをSnopesという伝統的なファクトチェック団体が検証したんですけども、ファクトチェックの記事は、次の8ページ以降にご覧いただければわかるように、まず何をファクトチェックしているのか。つまり、事実言明を特定して、そして、レーティング、結論として正確性の判定、Falseと書いてありますが、こういった判定をわかりやすく示して、そして、次にその判定の根拠を書いている。これをご覧になって、ちょっと。例えば法律家とかであれば、「うん？ これ、何か判決文みたいだな」と思われるかもしれませんが、ある種、そういう裁判所が行う事実認定のような仕組みをメディアがやっているということ。そこまで裁判所がやるものほど形式的なものではありませんけれども、それに近い論証のプロセスを行っているということでもあります。

そして、そういったファクトチェック団体、先ほどもご紹介あったので、ここはさっさとしますが、主にSnopesとかpolitifactというもの、20年もしくは10年以上、活動を続けている団体が欧米にはたくさんあるということでもあります。

そして、もう一つ、ファクトチェックの特徴は、このレーティングというものがあります。今、Falseという判定がなされていましたが、それぞれの団体がそれぞれの基準をつくっているんですね。ここが実はファクトチェックの共通のレーティング基準というものはありません。ですので、それぞれの団体の考え方に基づいて、このレーティングのいろんなわかりやすい基準をつくっているということでもあります。

そして、先ほどちょっと説明したように、politifactでは、フェイスブックの投稿も検証するようになりましたと申しあげましたが、13ページ目に書いてありますように、ほとんどがもちろんFalseとか、この「Pants on Fire」というのは、これはもう炎上しているわけですが、要は、真っ赤なうそという意味になるわけですが、こういったものが判定結果としては多いんですが、一部、「TRUE」とか「Mostly True」とか「Half True」とか、要するに、間違いではないものも判定しているわけですね。

このように、14ページ目に移っていただきたいんですけども、ファクトチェックというのは、何も、いわゆる偽情報だけを何かチェックしているものではないということですね。当たり前のことではありますが、世の中の情報言説というのはそういうふうに白黒はっきりつけられるものは必ずしも多くはない。そして、非常にミスリーディングなものとか、巧妙に、部分的には正しいことを書いているけど、部分的には不正確なことを書いているとか、必ずしも虚偽だという証明はできないけど、根拠が不明なものとかいろんなものがあります。そういったものをチェックしているということになります。

今この世界に広がるファクトチェックということで、欧米の話が中心に思われがちですが、実は、私もこのIFCNが主催する世界ファクトチェック会議というものがありまして、実は来月も南アフリカのケープタウンで行われます。実は去年はローマで行われ、おとしはマドリッドで行われました。ほとんど地球の反対側で行われているので、我々も行くのが大変なんですけれども、来年はオスロで行われます。

なぜこういうところで行われているかということ、全部ファクトチェックが活発に行われている地域だからなんです。ケープタウン？と思われるかもしれませんが、実は南アフリカでも非常にファクトチェックというのが活発に行われていますし、先ほど事務局の資料にもありましたように、ノルウェーでも活発なファクトチェックが行われています。

ということで、必ずしも欧米というところだけではなくて、中南米やアフリカ、そして、アジアにも実は広がってきております。その中で、アジアの動きを少し紹介したいんです

けれども、実はこれは日本のメディアの関係者にも話すと驚かれるんですが、韓国でも非常に活発に今行われています。そして、それはなぜかといいますと、プラットフォーム事業者のネイバーという、これは日本ではヤフーのような地位のある、いわゆる最大手のプラットフォーム事業者なんですが、このNAVARというところが支援して、韓国のソウル大学を拠点にファクトチェックセンターというのが立ち上がっております。そして、ここに伝統的な新聞、テレビ、メディア、そして、新しいネットメディアも含めて、27ものメディアを加盟して、日々さまざまな情報、言説、これは政治家の発言、いわゆる伝統的なファクトチェックの対象である政治家の発言はもとより、オンラインの情報も含めて、ファクトチェックが日々行われています。

このサイトは一度検索してご覧いただければ、非常におもしろい内容になっています。もちろんハングルで書かれているのであれなんですけれども、グーグルの自動翻訳みたいな機能を使えば、非常にきれいに日本語に訳されますので、何を書いているかがほとんどわかります。こういった韓国の取組というものも非常に広がっていますし、この資料には載せませんでした。今、台湾でも非常にそういったファクトチェックの動きが広がりつつあります。

先ほどご説明のあったようなIFCNという国際団体が中心になっているんですが、これもまだ新しい団体でして、3年前にこのファクトチェックの原則というのが、世界のファクトチェッカーが集まって議論した結果、定められたものがあります。そして、この5つの、主に公開性とか透明性というものを重視した原則ですね。これをもとに今、IFCNにはたしか68の媒体が、世界各国68の媒体が加盟しております。もちろん日本には一つも加盟しているところはありません。

じゃあ、日本はどうなっているのかというところで、20ページ以降になってくるわけですが、私が先ほど自己紹介を兼ねて申し上げたものが一応この先ほどの事務局の説明にもあった、デューク大学のファクトチェックのデータベースに1件登録されているのみでして、ほかに日本の具体的なファクトチェック団体というのは、今、存在していない状況にあります。

FIJというのは、私が事務局長を務めているこの団体は、ファクトチェックを推進する団体。これを説明するのはいつも難しいんですが、FIJ自体は、ファクトチェックを実行する団体ではありません。それだけのリソースを持った団体ではありませんので、じゃあ、どういう取組をしているのかというと、既存のメディア、ネットメディアも含めて、

わかりやすく言えば、ファクトチェックをちゃんとやりなさいよということを促す活動をしているわけです。そのためのいろいろな施策を地道に取り組んでおります。

その中で、例えば2年前の解散総選挙がありました。2017年秋の総選挙で、日本としてはおそらく初めてファクトチェックのメディア横断型のプロジェクトを実施しました。20件以上のファクトチェック記事が出たかと思います。対象となったのは、もちろん政治家の発言もそうですし、オンライン上の匿名の情報も含めて、ファクトチェックがなされました。

それから、昨年も沖縄県知事選挙で実施して、日本新聞協会に加盟する琉球新報さんが初めてこのプロジェクトに参加したんですが、では、今、FIJでどういう取組をしようと考えているかという、そういった政治的な選挙のシーズンというのは、欧米もそうですし、非常にファクトチェックをする必要性の高まる時期ではあるんですが、その時期に限らず、あるいはその政治に関する情報に限らず、幅広く健康の情報ですとか、さまざまな社会的なニュースについてのファクトチェックを継続的に、恒常的に行う必要があるということがありまして、新しいファクトチェックのシステムを今、形成しようと頑張っております。

それが23ページの図面で、どういう仕組みかといいますと、まず一つは、我々はやっぱりある種の集合知ではないですが、いろんなネット上で、オンライン上で、「この情報は事実と違うんじゃないの？ おかしいんじゃないの？ほんとうなの？」というような、ユーザーが疑問を持っている方がいると思うんですね。そういった疑問の声をある種、AIとかテクノロジーを使って、効率よく収集すると、検知すると。そして、要するに、人々が、「あれっ、これはおかしいな」と疑問に思ったところを手がかりにして、それをFIJのメディアパートナーと称しているんですが、要するに、FIJと一緒に協力関係のあるメディアさんがファクトチェックを行って、その検証結果を世の中に発表して、管理をしていくというようなサイクルのものの仕組みをつくれないだろうかということで、FIJが今そのネットワークづくりをしているところです。

時間的にはあともう何分でしょうか。あとそんなにならないような気がするので、最後の偽情報問題の対策と課題というところをお話をしたいと思います。

本当はファクトチェックの1つや2つ、事例を紹介したいところで、当初の資料には載せていたんですけども、やはり何かポンと一つだけ載せるのも、何でこれなんだというような感じにもなるかもしれないので、あえて、ごめんなさい。今回は事例を載せません

でしたが、必要があれば、あとのディスカッションの中で、1つ、2つ、ちょっと事例を紹介したいと思っています。

その偽情報問題の対策ということ。まず私の、これは私見も含めてなんですが、述べさせていただきたいと思いますが、フェイクニュースという概念は、これは先ほど説明もありましたように、非常に多義的で曖昧で、議論の対象を明確にしないと混乱のもとになりますよということをまず私は申し上げたいと思っています。

ですので、実はF I Jでは、フェイクニュースという言葉はほとんど使いません。先ほどのように、いろんな情報があるので、それをフェイクニュースという概念で切り分けるというのは非常に難しいということがあります。その意図性というのがよくフェイクニュースの概念で言われているんですが、この意図性を判定するのは、極めて非常に難しいと思います。それについても後ほど述べますが、ですので、欧米では、先ほど事務局のお話にもあったように、disinformation、misinformationという言葉がよく使われるようになってきているということですが、これはその概念も必ずしも明確ではありません。

じゃあ、偽情報という、とりあえず暫定的にこの言葉を使って話を進めるとしても、まずあらゆる情報発信には、これは人が発信している以上、意図や編集が伴います。ですので、「完全無欠な情報」というのがまずないということを我々はまず認識しておく必要があるかと思います。

またもう一つは、これも情報の内容ですけれども、これが一義的に定まるとは限らないわけですね。これは文脈とか受け手の読解力、あるいは知識によって、この情報の内容をどういうふうに事実として認識するのかというのは、内容の解釈が分かれる、表現に対する解釈が分かれることも多々あります。また、ファクトチェックはレーティングというものをしますが、実はこういった「誤り」や「不正確」というのはレーティングの判断というのは、あくまで評価でありまして、機械的に判定できるものではありません。

先ほど韓国の事例を紹介しましたがけれども、例えば韓国のファクトチェックセンターでは、複数のメディアが同じ情報をファクトチェックすることもあるんですね。複数のメディアが、3つ、4つのメディアがファクトチェックした結果、Aというメディアは誤りと判定し、Bというメディアはほぼ半分、事実と判定しというようなケースがざらにあります。つまり、同じプロのメディアが調査しても、誤りと判定することもあるれば、半分事実と判定することもあるというのがファクトチェックの、ある意味、常識と言ってもいいと思います。そのような次第でありますので、さらに言えば、発信者の意図・認識・動機と

いうものを客観的に認定することはもっと困難であります。むしろその主観面を詮索したり、調査したりすることは、思想・信条や表現の自由に抵触する危険性もあるのではないかと考えております。

そして、3つ目ですけれども、偽情報の問題というのは、一定の規制が実は存在しているわけですね。これは皆さんご存じのように、名誉毀損等の刑罰も定められておりますし、行政的な規制もあります。景品表示法の規制もあります。そして、こういったものは一定の、具体的な害悪が伴うということ、あるいはその危険性があるということで規制の対象になっているわけですが、単に専ら内容が間違っているという、その害悪論と切り離された偽情報規制論というのは、言うまでもなく、規制主体の恣意的な運用のリスクがあるということをきちんと確認しておく必要があると思っています。

その一つの例として、その次の例ですけれども、マレーシアで、フェイクニュースを流したということだけで、作成したというだけで処罰する法律が施行されたということが昨年ニュースになりました。そして、これの、何と最初の検挙者がマレーシアを訪れたデンマーク人観光客だったということで、しかも、それはマレーシアの警察の怠慢というか、捜査を批判したような内容のことを書いたがために逮捕されちゃったと。つまり、まさにその規制主体にとって不都合な情報、偽情報が処罰の対象になってしまったということで、これは、あと、さらに言えば、ちょうど選挙がありまして、マハティールさんもこの法律の捜査対象になったと言われてますね。逮捕はされなかったんですけれども、マハティールさんが首相に返り咲いた後に、この法律は撤廃する意向を示したとも言われています。実際にまだ完全に撤廃されたとは聞いていないんですけれども、そういうふう聞いております。そういった意味では、非常にこの偽情報問題というものの取扱いは慎重を期さなければならないということは、皆さんも同じ考えかと思いますが、必ずここは確認しておく必要があるかと思っております。

その上で、かといって、何もしなくていいということではもちろんありませんので、この表現、言論の内部的な、自律的な取組というものを通じて、やはり明らかに誤った誤情報なり、誤解を招く情報というものが自然に淘汰されるというか、私は「脱力化」と、私の言葉で言っているんですが、要するに、力を持たなくなる。誤情報が別にあっても、どこかに掲載されていても、誰も見向きもしなければ、それが社会に何の影響も、悪影響を与えなければ、別に無理に削除したり、何かブロックしたりする必要はないわけですね。要は、そういった社会の受け手がきちんと市民社会が強くなるということが重要なんだろ

うと思います。その意味で、私は、多種多様な担い手によるファクトチェック実践の活性化・普及が重要だと考えております。

ここで一つポイントなのは、「多種多様な担い手」ということですね。つまり、これも何か権威的な、例えばBPOではありませんけれども、そういった第三者機関が一個あって、そこだけがチェックするというような枠組みではなくて、多種多様な担い手がいたほうがファクトチェックとしても望ましいというふうに考えております。

ごめんなさい。もう時間になっておりますけれども、ファクトチェックについて、最後に少しだけお話して終わりたいと思います。

これもよく疑問として出ているのが、これはフェイクニュースを排除・撲滅する活動ではないかということをよく言われたりするんですが、もちろんそういうものではありません。また、誤情報対策の一つであって、これが万能薬ではないということですね。ファクトチェックで何か全てが解決するというような幻想は、やっている本人たちも全く抱いておりません。まだまだファクトチェックの歴史も浅く、リソースも非常に少ないので、それがどれだけの社会的な効果があるのかというところもまだまだ語れる段階にはないと僕は考えております。

また、そのファクトチェックも完全無欠な、無謬のものではありませんので、ファクトチェック自体が誤る可能性もあるということなんですね。これはIFCNの原則にも明記されています。5つ、原則があるうちの5つ目なんですが、ファクトチェッカーは、誤りをきちんと明確に正す。誤りが出るということのある意味前提としているんですね。ファクトチェックに誤りがないという前提でやっているわけでもないわけです。そういうことで、我々がファクトチェックを行って、その結果をもとに、何か情報を削除したりすることは、必ずしも適切ではないと考えております。あくまで、読者、ユーザーの真偽判断の一助になることが目的であるということになります。

急ぎますが、ファクトチェックは、現在、特に日本で直面している課題は、まだまだ担い手の不足として、社会的な認知度・理解度の不足にあります。海外では、財団の大規模な寄附やプラットフォーム事業者との提携、あるいはメディア横断的なプロジェクト、あるいは市民社会のリテラシー教育への活用といった形で、非常にファクトチェックがいろいろな形で広がりつつありますが、日本はいずれについてもまだまだ決定的に不足している段階にあります。

じゃあ、どうしていくのか。まずこの偽情報問題というのは、まず日本ではどうなって

いるのかというところのきちんとした実態調査、研究をしていくことが必要だろうと思います。それがまだまだなされていません。実はF I J理事長の瀬川さんが代表になって、早稲田大学の教授ですけれども、今年から科研費をいただいて、少しファクトチェックに関する、主にファクトチェックに関する調査研究というものを行う予定であります、そうといった調査はまだまだこれから必要になってくるかと思えます。

また、そのファクトチェックを活性化していくためのぜひ環境整備ですね。そういったものをしていただければなというふうには考えていますが、とはいっても、具体的にどういふことをするのかというのは、なかなかこれはアイデアとしては難しいところではあります、知恵を絞って、議論をしていただければありがたいと思っております。そしてまた、そのファクトチェックにとって、実は記録や情報の公開というのは非常に重要です。

なぜアメリカや欧米で盛んになったかということ、まずやはり記録や情報にアクセスできる、つまり、検証ができる環境ですね。きちんと、何が事実で、何が事実でないのか、何が信頼できる記録なのかということを検証できる材料がなければ、非常にファクトチェック自体が、営みが困難になるわけです。そういう意味でまだまだ日本ではこういった記録や情報公開制度がまだまだ不十分かと思っております。

例えばですけど、一例を挙げると、情報公開請求制度というのがあるんですけども、情報公開請求して、開示された情報というのはたくさんあると思うんですが、それはあくまで開示請求した人たちが持っているだけで、全く、情報開示されたとしても、インターネット上では閲覧できないわけですよ。ということとか、例えば裁判所の情報ですとかも含めて、いろんなものがまだまだ可視化されていないところが多いですので、正直、我々はファクトチェックをやっている中でも困難に直面することが多いです。ですので、そういった部分のもっと情報の透明性を社会の中で図っていくということも一つ重要なことなのかなと思えます。

以上、駆け足になりましたが、私の発表とさせていただきます。ありがとうございました。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。それでは、議事の3でございますけれども、ただいまの楊井理事のご発表、また、事務局のご説明、これ全体を通じまして、ご質問、ご意見があればお受けしたいと思います、いかがでございますでしょうか。

では、まず崎村さんからお願いします。

**【崎村構成員】** 幾つか。大変詳しいお話ありがとうございました。発表者の方々には

大変感謝いたします。

幾つか質問があって、まず最初の諸外国におけるフェイクニュース及び偽情報。資料1のほうですけど、23ページ、広告の話とかありましたけど、これはソースがどこかをちゃんと出すようにするとかという話ですよ。これというのは、金融機関や何かでやっているようなKYCとかそういったものとの関連、似たような活動というのは必要になってくるのかなと思うんですが、この辺はどのようにされているかというのをご存じでしたら教えていただけたらと思います。

【三菱総合研究所】 この23ページのところに書かれていることについては、こういった仕組みが必要だと指摘しているということなので、具体的にこういう仕組みを利用しようとかそういうことまではまだ言われていないですね。

【崎村構成員】 ありがとうございます。あと、40ページで、「単純な誇張」というのがありますよね。これは先ほど楊井先生の話でも意図が難しいという話だったんですけど、単純な誇張なのか、悪意を持っているのかというのは意図がかかわってきて難しいと思うんですけども、これはどのような形でここは、ヨーロッパではやっているんでしょうか。例えばファラージさんの、あれは単純な誇張だったと言われると、「うん？」という感じなんですよ。

【三菱総合研究所】 この法律自体、今年の12月に憲法評議会で承認されたということで、まだあまり時間がたっていないので、具体的にどういうふうに判断されるかというのはわかっていない部分があるんですけども、ここで単純な誇張というのは、いわゆる「盛った」というようなことを多分意図していて、それが悪意があったかどうかとか、特定の目的があったかどうかということについては、総合的に判断することなんだろうなというふうに想像しています。

【崎村構成員】 次に50ページですけど、過料の対象は、これは後ろに詳しく書いてあったのかもしれないんですけども、「最大500万ユーロの過料（法人・団体には最大5,000万ユーロの過料）」となっているんですけど、ということは、これは事業者じゃない、個人も対象ということでしょうかというご質問です。

【三菱総合研究所】 すみません。基本的には、これは法人だと思うんですけど、確認したいと思います。

【崎村構成員】 あと、これは52ページの「過剰な削除の懸念」というのが楊井先生のお話にもありましたけど、割とこれは、実は日本でもツイッターさんなんかが比較的よ

く見られて、多分きつとレポートがあると、とつとアカウントが凍結されるとか、削除されるとかということが起きていて、その理由を聞いても答えてもらえないみたいなことがありますよね。割と有名な方で真面目な発言をされていたイスラム教の研究者の方が解説を書いていたら、それが全部アカバンされてしまったとかありますけれども、その辺というのはヨーロッパではどういう評価をされているんでしょうか。

【三菱総合研究所】 過剰な削除に対してということですか。

【崎村構成員】 そうです。

【三菱総合研究所】 まさしくそこが一番問題視されていると思います。多分これに関して、なぜ削除したかという説明について特に義務づけられているわけではないので、何となく危ないから削除しちゃいましたということと、そのオーバーブロッキングとか過剰な削除というものが起きないか、それによって言論、表現の自由に影響しないかというところで、まさしく一番問題になっています。

【崎村構成員】そこは欧州でも。

【三菱総合研究所】 はい。同じ認識だと思います。

【崎村構成員】 そうですね。議論になっていると思いますね。

【三菱総合研究所】 はい。

【三菱総合研究所】 件数の実績だけは開示されていまして、この資料で言うと55ページになるんですけども、事業者ごとに何件申告があつて、そのうち何件対応したかと。ここだけは検証できるようになっていまして、ツイッターの例でいくと、ブロック割合は9%と、この中では低いということになって。一方、グーグルプラスですと50%近く対応しているということで、このあたりの大局観としては見えるようになっています。ただ、安江から申し上げたとおり、個別のところまでは見えないということになっています。

【崎村構成員】 あとちょっとよろしいですか。これは政府主導のイニシアチブだと思うんですけども、事業者の方々の反応というのはどうなんでしょうか。もう嫌々やっているような感じなのか、それともかなり協力的につくられているのかと。

【三菱総合研究所】 このドイツのSNS法とかですね。

【崎村構成員】 ドイツとかですね。

【三菱総合研究所】 これは実はドイツにヒアリングにも行っているんですけども、率直に言ってどうかというところは事業者からは聞けませんでした。

【崎村構成員】 あと、こういう体制をつくっていく必要があるというのは楊井先生の

お話にもありましたけど、これは相手がとにかく多い。特に一般の人が発言して、あるいは一般の人を装って発言して拡散させていくみたいなことがあると、それこそファクトチェックでは多勢に無勢で難しいようなところもありそうで、そういった意味でクラウドソースみたいなことって考えられるんじゃないかと思うんですね。だから、市民が団結して対処していくみたいな感じですけども、それって何か、逆にこれは楊井先生のほうなのかもしれないんですけど、どういうところを調べたらいいとか、そういう教育制度みたいなのがあったり、検定とかあったり、そういうことはあるんでしょうか。

【楊井事務局長】　　そういう検定というのは、ちょっと私は存じ上げないですね。今そういったものはないと思います。ただ、アイデアとしては、そういう限られたファクトチェッカーのリソースではとても対処し切れないというのはそのとおりでして、できるだけある種の集合知といいますか、クラウドソースの、要するに、全ての国民、人々が繊細になってもらって、そして、おかしな情報というものにある種の注意喚起をしていく。アラームをして、気をつけないとだめだよというようなアラームを出していくというような形をしていく必要があるだろうと思いますけれども、そのための何か制度的なものというか、そういったものというのはまだ何もないとは思いますが。

【崎村構成員】　　ありがとうございます。あと楊井先生の資料の33ページ関係なんですけど、資料1のほうでも似たことがあったんですが、検証可能性ということで言うと、日本のメディアというのはすごくリファレンスを張らないですよ。英語版の翻訳記事でも、英語版にはリファレンスが張ってあるのに日本語版にはなくて、しかも、言葉も翻訳されちゃっているんで、それから見ると、検証のしようがなくなってきたりすることがあるんですけど、そういったことに対する指導じゃないんですけど、これはコード・オブ・コンタクトになるのかもしれないですけども、何かこれに限ってあるんでしょうか。

【楊井事務局長】　　まさにそれはジャーナリズム側、既存のジャーナリズムというものが取材の結果をただ伝えればいいということで今までやってきたわけですね。そのプロセス、取材のプロセスやリファレンス、さらにユーザーや読者がその取材内容をもとにいろいろ調べたり、検証したりということができるような手がかりをほとんど残さない形でニュースというものが今まで生産されてきました。それがあある種のニュースに対する信頼性というものが、それでは不十分なのではないかという問題意識があって、世界的にはそういったものを、まだ欧米では、きちんとソースを明記したりとかそういうのは日本よりかは徹底されていますけど、それでもまだまだ足りないということで、新しい規範づくりが

実は、これはジャーナリズム・トラスト・イニシアチブという新しい取組が世界的にはなされていると聞いています。日本はまだ一切そういうものはかかわっておりませんで、私もちょっとかかわっているインターネットメディア協会という新しい業界横断型の組織ができました。こちらで新しい規範づくりをいずれしていくという、そういう議論も一部ありますけれども、まだ具体的に、今おっしゃったようなニュースをつくる際にどこまでリファレンスを張るのかとか、そういったところの具体的な議論はまだなされていない状況には、日本にはあると思います。

【崎村構成員】      ありがとうございました。

【宍戸座長】      それでは、木村さん、お願いします。

【木村構成員】      主婦連合会の木村です。諸外国の状況ですとか日本の状況の説明、ありがとうございました。日本ではこれからというところで、楊井先生への質問ですけれども、22ページに、「日本初ファクトチェックプロジェクト」ということで、事例のようなものがあつたと思うのですけれども、これで今、「不正確」ですとか、「根拠なし」とかいろいろなことがありまして、利用者というか、消費者として見ますと、じゃあ、その結果はどうやって知るのかというところがよくわからなくて、今回、この場合は、「不正確」ですとか「根拠なし」とかという結果をどのように読者というか、市民のほうに提供したのかというのを教えていただきたいと思います。

【楊井事務局長】      まだまだおそらく、ああ、こんなことやっていたんだというような次元かと思います。ほとんど認知はされていないと思うんですが、これはF I Jと提携している、それぞれのメディアにおいて、それぞれのメディアがニュースを発表するのと同じやり方で、基本的にファクトチェック記事というものを、コンテンツを発表して、それを人々に知らせているという、その限りでは伝統的なジャーナリズムの枠組みでファクトチェック活動を行っています。ただ、それがまだまだファクトチェック記事というものがまだまだそれほど認知されていないのと、それをF I Jとしてはできるだけ、じゃあ、例えば今選挙があつて、どういうファクトチェックがなされているのかということを中心に可視化をしたいと思っております、要するに、いろんなメディアがファクトチェックしているものを一つの場所を集めて、みんなで閲覧できるような、そういうようなプラットフォームというものをF I Jとしてはつくろうと思っておりますけど、F I J自身がまだまだ認知度が低いということもあつて、ここは我々がもっと努力していかなきゃならないところかと思っております。

【木村構成員】 ありがとうございます。F I Jのプラットフォームをつくるという方向で考えているというところなのですね。

【楊井事務局長】 はい。

【木村構成員】 ただ、情報を得る立場としては、そこにまずアクセスするという行動を起こさなければならないので、そういうことも一つの方法だと思うのですが、やはりこれは不正確だというのが、例えば海外の例ですと、何かこう、マークがついていたりとかそういったこともあるので、いろんな方法があることをご検討いただきたいと思います。

【楊井事務局長】 おっしゃるとおりだと思います。そこにおいてやはりF I J、我々としても、プラットフォーム事業者との提携が非常に重要だと思っております、例えばグーグルとかフェイスブックは既に海外のいろんなファクトチェック団体と提携して、彼らのファクトチェック結果をフェイスブックで表示したり、グーグルで表示したりということをやっております。日本でも実はその機能はもう既に実装は、グーグルもフェイスブックも準備はしているんですけども、それに提供できるだけのファクトチェックの国際的に認知されたファクトチェック団体が皆無なものですから、結局、宝の持ち腐れ状態になっていると。だから、そこをもう少し我々F I Jとしてはきちんと国際的に認知されるファクトチェック団体になって、そういったものをプラットフォームを通じて、ファクトチェックの結果がもっと社会に流通するような取組にしていかなきゃならないと思っています。

【宍戸座長】 それでは、生貝先生、お願いします。

【生貝構成員】 大変貴重なお話をありがとうございました。楊井先生にご質問なんですけれども、今お話ありましたとおり、大変日本はさまざま、プラットフォームにしても宝の持ち腐れ状態であって、国際ファクトチェックネットワークに参加している団体もまだいないといったようなときに、おそらくこれからファクトチェック活動の総量を日本で増やしていかなければならないといったときに、コストは誰が負担するのが望ましいのかというご質問なんです。というのも、ごく一般論として、こういったパブリックな活動に関するコスト負担の構造というのは、例えばアメリカでは民間の寄附でもってかなりが賄われ、一方で、おそらく欧州では、国家によるファンディングというのが総体的には大きいのかなというふうに申し上げたときに、日本ですとどうしても、いわゆる寄附のような活動に基づく非営利活動というのはかなり現実問題として苦しい環境というのがあるのか

など思いましたときに、ただ、いずれにしても、そのコストを誰かが負担しなければならないといったようなときに、プラットフォーム、国家、あるいは寄附、あるいはメディア、さまざまあると思うのですけれども、お考えをお聞かせいただければ幸いです。

【楊井事務局長】 まさにそこが一番、我々が直面している非常に難しい課題でありまして、それはもう常にいろいろな形で模索はしております。例えば助成金をとろうとしたりとかいろいろしていますが、そうはいつでも、どうしても金額的には微々たるものになってきますので、なかなか思い切った展開をするだけの、まだまだ財力はなかなかないわけですね。その中において、いろんなアプローチはあると思いましたが。これはぜひむしろ皆さんに検討していただいて、出していただきたいなと思ってはいるんですけれども、基本的には、欧州で今、公的なものということをおっしゃいましたけれども、それは欧州はやっぱり特別だと思っていて、なぜかというと、EUという多国間連合といいますか、まさに国際組織30カ国近くが加盟している国際機関のもとでやっているわけですね。だから、一国あるいは一政権の影響というのを非常に受けにくい、非常に独立性がある種担保された環境は欧州にはあるのかなと思います。

そういった中での公的資金と、そうでない、一国が何か公的資金を出すということはちょっとまた意味合いが変わってくると思いますので、できるだけ我々としては民間のお金でやっていくのが、しなければならないということはかなりマストに近いところかなと思っています。

【生貝構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 生貝先生、よろしいですか。

【生貝構成員】 はい。

【宍戸座長】 ほかにいかがでございましょうか。

では、まず寺田さん。

【寺田構成員】 ありがとうございます。非常に細かいところまで、知りたかったところまで三菱総研さん、楊井さんに調べていただいて、発表いただき、非常に参考になっております。

それで、非常に根本的な、また、初歩的な質問なんですけれども、多分皆さんの中にももやもやもやっと思っている部分だと思います。楊井さんの最終のページ、日本国内の実態調査・研究が必要ですねという、その部分にもなるんですが、今の時点で、特に楊井さんのほうにお聞きしたいと思うのは、日本と欧米との違いですよ。これは多分、量

だけではなくて、質の違いであるとか、それから、実際のこういったdisinformationに対して、社会の体制とか影響力があまりないのであれば、日本は当然それほど進んでいかないというようなことも起こったりすると思いますので、そのあたりについて、私見で結構ですので、どういうふうに思ってもらえるかというのをお聞きしたいというのが1点。

2つ目が、実際にそれに対して対応していくということで、重要なのは、結局、多様性をどう守っていくのか、おそらくファクトチェックの組織であったりとかこういったのも切磋琢磨していく必要が当然あるかと思しますので、そういったものを保ちつつということになってくると、実は枠組みをつくっていく上で、公的支援と独立性の問題に、お金の部分も含めて、リソースの問題ですね。そういったことが起こってくるという部分があるかと思えます。こういったことに対して、そういった第三者的な、ドイツでも認定機関みたいなのがありますよね。こういったものが入って引っ張っていくような形がいいのか、それとも本当に自主的な形だけど、やっていけるのか。その辺のご感想みたいなものはお持ちなのかという、その2点、お聞きしたいと思います。

**【楊井事務局長】** まず日本と欧米の、いわゆるdisinformationの状況の違いということかと思うんですが、これはやはり私も、程度は海外に比べると、海外はかなり深刻な状況にあり、日本がそこまで海外と同じ深刻なレベルにあるかということ、そこまでには至っていないのかなというのがざっくりした私の認識であります。

というのは、例えば熊本地震でライオンが逃げたとかそういったものが一つのフェイクニュースの典型例として日本では語られるんですが、もちろんそれは問題のある投稿だと思えますけれども、海外で問題になっている、いわゆるフェイクニュースというのはもっと。そんなやわなものじゃないわけですね。もっと精巧につくられているわけです。そんな匿名のよくわからないものじゃなくて、本当にだまされてもおかしくないようなニュースサイトのつくりをつくったり、いわゆる偽装しているわけですね。あるいは組織的に行われているとか、いろんなことが言われておりますし、あと、英語とかスペイン語圏もそうですけれども、非常に言語を操る人が国境を越えてたくさんいるわけですね。日本語は、そういう意味では守られている、日本語というバリアに守られていることもまだあって、そういった悪意を持ったmisinformationが日々量産されているかということ、そういう状況にはないのかなとは思います。

ただ、全くないわけではありませぬので、当然そういうものを、じゃあ、何にもないということで放置するとかそういうことにはならないんですけれども、程度としてはまだまだ

だ日本は深刻な状況になっていないので、そういう意味で、危機感が薄いというか、なかなかメディア側もそういった意味では迅速な対応にはなっていないのも一つ要因として挙げられるとは思っています。

そして、もう一つの自主的な取組と、ごめんなさい。公的な支援、独立性の話かと思うんですけども、これは先ほどと同じ、要は、どういった形でこのファクトチェックのリソースを強化していくのかということは、私としては、ここがプラットフォーム研究開発だからというわけではないんですが、やはりプラットフォーム事業者には一定のそういった情報の流通というものについての社会的な責任はあるんだろうと思います。もちろんプラットフォーム事業者の中にもオリジナルのコンテンツをつくっているところもありますけれども、それはそれで自社でコンテンツをチェックしているんでしょうけれども、自社でつくっていないコンテンツもたくさん流通させているわけですので、そういったものに対するチェックというのはほとんどなされないというか、それを一々チェックしていたら、プラットフォーム事業者は成り立たないビジネスモデルなんですよね。基本的にノーチェックで流通させるからこそ成り立っているビジネスモデルですので、じゃあ、その弊害というか、マイナス面というものをきちんと、ある種、アウトソーシング、プラットフォーム事業者ではない第三者のファクトチェッカーをきちんと育成して、その基盤を強化して、そういったものの社会的責任を果たしてもらえるとありがたいなというふうには思っております。

**【宋戸座長】** それでは、宮内先生、お願いします。

**【宮内構成員】** 宮内でございます。いろいろと詳しい事情をご説明いただきまして、どうもありがとうございます。私としては、先ほど楊井先生がおっしゃっていたファクトチェックによって脱力化していく。つまり、権力によって強制的に消すとかそういうんじゃないかと、自主的に脱力していく。これはすごく賛成の極みでございます。こういう方向でやらないと、やはり表現の自由を害してしまうんじゃないかと思っております。

こういう中で重要なのが、先ほど崎村さんからもちょっとご指摘ありましたけれども、プラットフォーム事業者によって過剰な削除が行われると、実質的にはプラットフォーム事業者がある種の権力としてなってしまうんじゃないかというおそれがやはり強いと思っております。この中でちょっと私が見ていた日本での例ですけども、某巨大動画投稿サイトがありますけれども、そこに載っている、いわゆる右翼系。彼らは保守系と言いますが、その投稿に対して非常に多数の通報があって、それがかなりものすごく大幅に消

されたというような事件がありました。これはまた別の某巨大掲示板で、非常にそういうのをあおって、すごく多数の人がそういうのをやった結果、内容が本当にいけないのかどうかは別にして、どんどん消されちゃったような面も結構あるように思うんですね。これについての内容の説明というのはほとんど、どうして消されたかというのは非常に簡単な説明しかなくて、詳しい説明というのはなかったというふうに思っています。

こういうようなところを見ていくときに思うのは、ある集団がある集団と対抗していて、そういう攻撃によって、そのプラットフォーム事業者の報道が歪められてしまうおそれというのはやっぱりあると思っています。そういう意味では、非常に重要なのは、プラットフォーム事業者の側でどういう処置をしたかということの透明性といいますか、説明責任、こういうものがなければなかなかうまくいかないんじゃないかというふうに思っています。

あと質問なんですけれども、この欧州等でプラットフォーム事業者の側の透明性ですとか、それを支えるためのファクトチェックのいろんな機関の利用ですとかそういう話というのはどのくらい進んでいるのかというのを教えていただきたいんですけれども。

**【三菱総合研究所】** プラットフォーム事業者による削除の説明責任ということについては、多分個別の説明というのはされていなくて、削除のポリシーというものを出して、これに違反したから削除しましたという説明というのが一般的だと思いますし、今回のEUの一連の文書においてもそれについて深く触れたものはなかったというふうに認識しています。

**【宮内構成員】** 大体事情はわかりましたけど、やはりファクトチェックなどを利用して、今後もっと精密なもの。精密と言うとちょっとおかしいですけれども、削除の判断の仕方、あるいは透明化というのを図っていくということが非常に重要だと思っています。

私からは以上です。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問いかがでしょうか。では、山口先生、お願いいたします

**【山口構成員】** 私からは端的に1点、＜時間軸＞に着眼して、コメントとご質問をさせていただきます。

資料1、資料2ともに、詳細なご説明をいただき、ありがとうございました。いただいた資料を踏まえた、私からの全体的なコメントとして、今日のテーマは、大変悩ましい、古くて新しい課題であり、それゆえに、古くて新しい対応措置を、上手く組み合わせてい

く必要があると思います。

すなわち、一方では、問題とされる<内容>それ自体については、例えば、虚偽を含む事実の伝播や、広告の取扱いをめぐる、ネットが登場する以前から、悩ましい諸課題があります。特に今日の日本では、憲法上の表現の自由という観点から、政府が前のめりになって対応するわけにはいきません。この研究会の場で議論するのも大変難しい部分があります。

ただ、他方で、その内容ないしは情報が流れる<形>としては、今日では、新しい側面もあり、古くからの課題と言って手をこまねいているわけにはいかず、今後の対応の在り方として、古くて新しいさまざまな措置を柔軟に組み合わせることが求められると思います。

そこで、繰り返しとなりますが、憲法上の表現の自由に留意しながら、まさしく本日のご説明にありました関係機関等の方々、その対応の経験や知見がある新旧のメディア、ユーザー等の方々の中で連携・協働しながら、また、技術的な対応措置となりうる最近のAIやソフトウェア等も適宜使いつつ、諸々の対応を進めるというのがおそらく最善であり、ある意味ではそうするしかないようにも思います。

そこで、上記の<時間軸>という観点からの質問として、先のご説明にありました、特にEUでは、もちろんEUと日本には違いがあることは前提とした上でのこととして申し上げますと、政策的な対応の在り方に関するタイムスパンについても短期と長期に分けて明示されています。例えば、資料1でも言及されていましたが、2019年4月23日付の欧州委員会の声明文書においては、2019年の末までに、偽情報に対する行動規範の下でオンラインのプラットフォーム事業者が講じた措置について包括的なアセスメントを行い、仮にその結果が不十分であれば、規制的措置を含むさらなる措置を提案することもありうる、とされています。このようにグローバルな動きの中では、ある程度の具体的な時間軸を設定する形で、偽情報等の対策に政府機関も積極的に関与するという動きも見られ、それは必ずしもEU特有とは限らず、最近では例えばアメリカでも、合衆国憲法第1修正を踏まえた上でも、やはり今日の新たな情報環境では消費者保護やビジネス促進等の観点からも何らかの対応を考えていく必要があるといった問題意識は、高まってきているように思います。

そうした中で、もちろん日本でも、特に選挙や災害等の場合における迅速な諸々の対応ということはありますところ、とりわけ、エビデンスに基づく学術的なリサーチも含めた

対応措置を考えていくとなると、かなり長いタイムスパンでの目安を定めた上での対応が必要となります。例えば、いわゆるプロバイダー責任制限法における公職の候補者等に係る特例では、発信者に対する削除同意照会期間は7日から2日に短縮されており、また、こうした削除同意照会期間の短縮はいわゆるリベンジポルノ被害防止法の下でも見られるところですが、今後、今日のテーマのような古くて新しい課題にかかわる場合には、法改正ないし時には議員立法による早急な対応というよりも、むしろ長期的なスパンでの関係主体間の連携・協働を通じた対応、というのが望ましいと思います。

そこで、私からの質問として、むしろ事務局の皆様へのお願いになるかもしれませんが、日本政府による総合的・包括的な対応措置を海外に向けてアピールしなければならない場合もあるかと思ひ、おそらく既に目処自体は検討されているかと思ひますので、自主規制ないし自主的取組みの期限というよりはむしろ、関係主体間の連携・協働を促進するための、いわば梃子としての〈時間軸〉の捉え方について、今後、何らかの形でご教示いただくことができればと思ひます。

以上です。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。これは事務局がというよりは、座長として私が申し上げますと、このプラットフォームサービス研究会自体の期限というのが今年の末ぐらい、あるいはもうちょっと前かもしれませんが、包括検証全体の一部としてやっているところがございまして、その段階までに民間の中での取組がなされているかということ、この研究会において、まず把握、承知する。そして、その中で、この研究会の動きも含めて民間の中での連携がどうなっていくかということを見ながら、この研究会が最終報告書を取りまとめるということが、今、山口先生ご指摘の時間軸という中で、一つの重要なファクターなのかなと思ひます。

この点は、この研究会の進め方にもかかわりますので、追って議論、あるいは検討させていただければと思ひますが、そういうことでよろしいでしょうか。

**【山口構成員】** ありがとうございます。

**【宍戸座長】** それでは、松村先生、お願いします。

**【松村構成員】** 資料1について、一つ質問させてください。先ほどから議題になっているドイツのケースで、実際に過料が科されたケースはあるのでしょうか。質問の意図は、この手のもので、一件もそれがないとすると、過剰に削除しているのではないかとの懸念が相当あるかなと思ひたので、質問しております。

【三菱総合研究所】 正確な確認が必要と思いますけれども、これまでの調査の中では、過料を科されたという例はないというふうに認識しています。

【松村構成員】 ありがとうございます。次は質問じゃなくて、意見というか、コメントです。先ほどから過剰な対応に対する懸念。つまり、削除されたことに関して、どうして削除されたのかの説明がないことに関する懸念が幾つか出てきた。そのような意見が出てくることはとても健全なことだし、そういうことに注意しなければというのは十分わかる。しかし、一方で、ドイツの例で対象となっているのは不正確な情報というレベルではなく明確な法律違反に関すること。そのようなケースでプラットフォームに削除に関して説明責任をもし過剰に課したとすると、今度は逆に、迅速に削除する、迅速に対応するインセンティブを著しく損ねることにもなりかねない。物によっては、対応が遅れるとほとんど意味がなくなってしまう。拡散してしまって、その後、何かマークがついて注意を促す対策をしたとしてもほとんど意味がなくなるものだってある。削除一件一件に対して説明責任を負わせることには、メリットとデメリットが両方あることは認識する必要がある。基本的にどういう方針でやっているのかをきちんと明確にさせ、それが本当に適切かをあらかじめ議論することは十分意味があると思います。1件1件について詳細な説明責任を課するのがいいのかどうかは、相当に微妙な問題だと思います。

以上です。

【宍戸座長】 貴重なご指摘ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。まず大谷さん、お願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。今日は大変2つの、事務局と楊井先生のほうで用意していただいたもので、フェイクニュース対策についての知見を深めることができました。御礼申し上げたいと思います。

コメントでございますけれども、特に感銘を受けたのは、やはりEUの取組で、15ページから17ページにかけてご紹介いただきましたように、この偽情報の問題の多面性といったものについて再確認できたということが重要ななと思っております。その問題の原因も、そして、それが拡散している状況についても、一つの根源的な原因があるのではなく、複数の要素が働いているということ、そして、それに対する解としては、多面的な課題解決のアプローチをとらなければいけないということを改めて文字にさせていただいたということが、今回大変重要であったのではないかと考えているところでございます。

ですので、これからのこのプラットフォームサービスに関する研究会と、それに引き続

いて、今後取組をするとしますと、何か一つの解決方法を深く追求するというよりは、多面的な対応で、可能な対応というのを幾つも挙げていくということが必要になってくるかと思えます。その中でもやはりファクトチェック機関というものを複数つくっていくことの必要性などについてはご紹介いただいたところなんですけれども、それについては、現状の日本における実態をできるだけ時系列で学術研究の対象として公表し、情報を集めていくということがまず必要なのではないかと思っております。

そういった学術研究については、それを調べるための資金だとかコストの負担などについては、国の資金を使うことも決して差し支えないのではないかなと。日本だけではなく、海外も含めて生じている課題についての実態をまず把握するというのであれば、それについては、十分に国の資金を手当てすべきではないかなというところがございます。

そして、事務局でご用意いただいた資料の中で、これは楊井先生のほうでも強調されていた点ですけれども、21ページになりますでしょうか。欧州委員会の大前提として、偽情報の生成・増幅・拡散というのは、やはりプラットフォーム・エコシステムにおける問題に依存している部分が多いということで、プラットフォーマーに対して何を求めていくかといったことを多面的な課題解決策の中の一つとして取り上げないわけにはいかないと思っております。

これまでも幾つか透明性レポートといったものを何度も拝見して、それらの取組のかなり、何ていうんでしょうかね。とにかく多面性とか深さということを都度都度認識させられてきたわけですが、どうしてもそれが海外の事例が中心ということになりますので、そういった取組があるということを日本でもわかりやすく伝えていくということが一つ必要なのではないかと思っております。

先ほどご指摘いただいた中に、対応の迅速性のためには、1件1件の説明について、説明責任を求めていくというのは、もしかすると、その問題がある側面もあるのではないかというお話も出ていたかと思えますけれども、一つ一つの事柄についてのファクトチェック結果であったり、プラットフォーマーの対応についての説明というよりは、例えば年間を通じてとか、一定のシーズンを通じての取組の検証結果というものをやはり透明性レポートの中で明らかにしていただく。件数レベルではなく、その取組の効果など、あるいは過剰な対応がなかったかというような観点での結果なども提示していただくことが必要ではないかと思っております。

グーグルのレポートなんかを見ていると、個別の事案などについても、特に公的な政

治関係のものについては殊更に削除しないという対応も示されているところですので、そういったものをできるだけ国内に広く紹介していくという取組も有意義なのではないかと思っております。

以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは、さらに生貝先生。

【生貝構成員】 ありがとうございます。これはコメントという形なんですけれども、今まで、特に大谷先生、松村先生、そして、宮内先生たちのお話で、やはり過剰削除ですか、どのように説明を求めるところがございました。提案なんですけれども、この施策について重要なのは、一つは削除することとプラットフォームの透明性を高めるということは、これは論点をかなり分けて考えられるのではないかということ。僕はよくライアビリティとトランスパレンシーの論拠を分けるということを申し上げているんですけれども、まず一つ、削除に関しましても、確かに今は言われても言われなくても削除するので、ヨーロッパのほうでは、例えばまさに先日成立したデジタル単一市場著作権指令、あるいは、今、議論されているオンラインテロリズム拡散防止規則を含めまして、まさにリドレスですね。救済メカニズム。ちゃんと苦情、間違っているとといったことを受け付ける。そして、それを中立的な形で判断する仕組みをつくる。裁判外紛争処理の利用可能性も担保するといったようなことを、かなりこれは共同規制のセットとして、必ず今までの欧州委員会での大変蓄積してきた知恵をフルセットで入れることが常態化しております。おそらく一個一個説明するというよりは、問題があってクレームがあったら説明する。その公正性をどう図るかというアプローチで対応していく。その上で参照すべき点は、法律はたくさんあります。

その上で、2つ目の透明性という部分なんですけれども、事務局からご用意いただいた資料の19ページをご覧ください。これはまさに欧州のCode of Conductのもとになっている欧州委員会のコミュニケーションでございますけれども、真ん中の欧州の解決アプローチの①を見ていただくとおり、つまり、1番上を見ていただくとおり、注視されているのは、削除ですとかそういうことではなくて、透明性でございます。しかも、その透明性というのは、情報が、例えばこれは東のほうから大量に出されている情報なのかといったようなことはちゃんと表示する。あるいは、1カ月前につくられたアカウントなのかどうかということをちゃんと表示する。あるいはスポンサーがあるのかどうか、拡散やターゲット

インクの意図をどういう形で持っているのかということをちゃんと利用者に表示する。そういうことを求めることをヨーロッパのアプローチでは中心に置いているわけでございます。

どうしてもフェイクニュース対策というと、真偽がわからない。それは削除するかどうか。つまり、それは正面から表現の自由の問題になってしまって、なかなか手が出せない問題だというふうにちょっと思い込みがちな部分があるのですけれども、こういった、まさにそのプラットフォーム上に存在する情報についての透明性をしっかり高めるというアプローチ、これは全くディメンションの違う問題として取り組むことができるし、まさに、むしろ世界的に急速に取り組まれているのはこちらのアプローチが主眼だというふうに考えられて、というふうに認識しておりますので、このことをもし日本でも、まさにある程度のタイムスパンで考えるのであれば、優先順位を超えて議論するといったような方法もあり得るのだろうと考えたところでございます。

以上です。

【宍戸座長】 貴重なご意見ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。では、崎村さん。

【崎村構成員】 ありがとうございます。今、生貝先生が語ってくださったんですけど、先ほどご質問で、今回は感想なんですけど、1点目はやっぱり、申し上げようと思ったのは全く同じで、削除よりもトランスペレンシーというか、レピュテーションというか、そういうものを表示していくという方向のほうが、スピードも考えてもいいし、あと、先ほどの脱力化という話もいいんじゃないかなと。そのために重要なのは、広告もですけど、広告主のKYCだとか、どこから来ているかというような話だとか、あるいはいつつくられたアカウントなのかとか。さっきタイムスパンといった話が来て、そうだよなと思って、違う話だったんですけど、それは重要だと思うんですね。

あと、記事自体がいつつくられたのかというのは、日本の記事が実は表示されないのがすごく多いんですね。これはすごくまずいと思っているんですけど、そういったものがあるかどうかでも、実は信頼度が全然変わってくると思いますね。

あとは通報者の、逆に通報者に対して本当にKYCを求めるべきかどうかというのはあるんですけど、ただ、そうはいつでも、ある程度ないと、例の弁護士さんに対する懲戒申請の話がありましたよね。似たような構図があるので、そこに対する責任を持った通報というのを求めるとか、あるいは通報者の能力ですね。さっき検定と話しましたが、そう

いった点での評価によって、その人が、もちろん誰でもそうできるんですけど、そういう資格を持っている人の通報はより重く行われるですとか、そういったものですね。あとは最終的な判断に対する、最終的な判断というか、表示されているようなものに対するリドレスの仕組みの整理というのは結構重要なんじゃないかなと思っています。

2番目に、先ほど楊井先生からありましたけど、プラットフォームは、APIか何かを提供しているけども、日本ではそこを使える人がいないという、これはその育成というのは結構急務じゃないかと思っていて、そこに対して、日本として何かできる施策はないのかというのは考える必要があると思っていて、それが3点目になってくるんですけど、もちろん長期的には、ほんとうはいわゆるパブリックと言うんですかね。政府じゃなくて、公共的な、集団的な援助でやっていけるようになるのが望ましいと思うんですけど、ちょっと時間がかかりそうなので、そういった意味では、何らかの政府の介入なんかが加速するためにはあってもいいのかもしれないというふうに思っております。

あと、それは研究に対しても、でも、研究は何か科研費を捉えているということがあるんですけど、そこはさっき話した、これも記事の信頼度をはかる指標だと思うんですけど、リファレンスが張ってあるタイムスタンプが、リファレンス先がどのくらい、やっぱりリファレンスされているのか。学術誌なんかはそれで信頼度をやっていますよね。ああいうもので自動的にある程度判断して、表示できるように、これはプラットフォームなのか、あるいはブラウザなんかでユーザーインターフェース側なのかよくわからないんですけど、そういったものをやっていけないかというような研究というものもある程度あってもいいのかなというふうに思っています。

以上、4点です。ありがとうございます。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。大体時間ですが、では、寺田さん、手短にお願いたします。

**【寺田構成員】** 今、崎村さんのほうからありましたけれども、メディアの中のいわゆるトラステッドなものとそうでないもの。トラステッドのない、信頼のないものをなくせということではなく、信頼できるものとは何であるかといった、こういったものもちゃんと、eIDASのような仕組みがいいのか、もう少し日本流のトラストの軽いもののほうがいいのか。こういったことというのも考えられるんじゃないかなと思いつつ、もう一つが、こういった透明性の部分で、技術の部分で多分どんどんゴリゴリやっていくとか出てくると思うんですが、やり過ぎると、今度はプライバシーでひっかかってしまうと。団体

とか法人で動いている部分はいいいんですが、個人でたまたま出したものが大きくブレイクしちゃいましたとか、あるいは乗っ取られてやってしまいましたとか、こういったときの何らかの法的な対策みたいなものも多分、一方で考えていかないといけないのかなど。いわゆるリスクベースで何が起こり得るかというのを事前に考えておかないと危ないことになるかなというのが一つ思っています。

最後に、これも感想めいたものになるのですが、できるだけ規制的なものを、法的に規制するとかというのはよくないという一方で、メディアに対して、例えばCode of PracticeとかCode of Conduct、こういったものも日本において絶対やっていただきたいという部分をどうやってさせるのかとか、もちろんそれをした場合にはモニタリングをしないと意味がなくなってしまいますので、じゃあ、モニタリングの仕組みをどうつくっていくのかとか、こういった、もう少し自主規制を進める、あるいは共同規制的なものを進めるための枠組みといったものを議論していくというのも必要じゃないかなということを思っています。

以上です。

【宍戸座長】      ありがとうございます。

時間が過ぎておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

時間が過ぎていっていると言いながら、簡単に私も一言だけ申し上げさせていただきたいと思いますが、本日のお話、本当にありがとうございました。全体として言論、情報空間をいわば自生的に放っておいて、いろんなアクターが勝手にいろいろ自由に動き回っていく中で、物が落ちていくというだけではなくて、ある意味で意識的に誰かがその空間の在り方を、いわばお掃除する、どぶさらいをするようなことも含めてやっていかなければいけないということが、おそらく現在の局面なんだろうと思います。

ただ、そのときにそれが、官あるいは政府という形ではなくて、しかし、何らかの公共的な意識を持った人々、これは民間の主体であるということもあるでしょうし、公共的な財政支援もあり得るのかもしれないけれども、いずれにしても、誰がどのようなスピードで、また、どの程度の方法でこういったものの設計にかかわって、協力していくのか。また、個別の表現に対する抑制といったことを仮に考える場合でも、それが求められる場合は、例えば選挙であるとか投票の直前であるとか、いろんな個別的な事情を考慮して、慎重に議論していく必要があるんだろうと思います。

また、本日は、プラットフォーム事業者の方々だけではなくて、既存のジャーナリズ

ムの在り方についても、その自主規制の取組に期待するような発言も幾つかあったように思います。プラットフォームサービスにつきましては、これまで、この総務省の検討で言いますと、いわゆる「忘れられる権利」といいますか、検索結果の削除等について、似たような取組を「インターネット上に公開された個人に関する情報等の取扱いに関する研究会」でやってきて、一定の成果が上がっているところでもあると思いますので、その経験も踏まえて、そのときの議論の枠組みが、ここで問題になっているようなdisinformation等にも使えないかどうかということも、検討に値するのかなと思いました。

また、楊井先生がおっしゃられましたように、ファクトチェック団体をどうやって、日本社会全体の中で支えていくのか、場合によっては公益法人の税の優遇といったような仕組みをさらに拡張できないか。これは他省庁の話で恐縮ですけれども、文科省所管で言いますと、JSTの下のRISTEXのいろんな社会実装のための研究支援のような枠組みは、ほんとうはこれに適合しているのではないかという気もするところです。

いずれにしましても、山口先生がご指摘いただいたように、何か大きな問題があったときに、何かドタバタとして後戻りがきかないような規制への道を避ける意味でも、この場で慎重に、かつ丁寧にいろいろお話を聞いたり、情報を集約して議論させていただければと、私としては考えているところでございます。

本日、時間超過しましたが、ここまでということとさせていただきます、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

**【岡本消費者行政第二課企画官】** 次回会合については、別途事務局からご案内をいたします。なお、「フェイクニュースや偽情報への対応」につきましては、次回以降も引き続きご議論いただき、今回を含めて全3回程度、集中的に検討いただく予定でございます。

事務局からは以上でございます。

**【宋戸座長】** ありがとうございます。

これにて本日の議事は全て終了でございます。以上で、「プラットフォームサービスに関する研究会」第8回会合を終了とさせていただきます。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。